

JFS-C 規格（保管及び輸送サービスの提供：セクターJ） Ver. 1.0

ガイドライン の概要

1. JFS-C 規格（保管及び輸送サービスの提供：セクターJ）ガイドライン制定の経緯

保管及び輸送サービス分野において、日本では食品安全マネジメント規格がなかったことから、荷主が食品の品質、安全を担保できる物流事業者を選定するための規格作りと、それを通じた標準化による消費者の食品安全への意識向上を図るため、荷主側および輸送側の事業者を交えて作業部会を構成し、2018年12月にJFS-C規格の策定作業に着手しました。

その後、当協会の理事会決議を経て、2019年4月にJFS-C規格（保管及び輸送サービスの提供：セクターJ）要求事項を公表しました。

要求事項の公表後、JFS-C規格（保管及び輸送サービスの提供：セクターJ）ガイドラインの策定作業を同作業部会にて着手しました。他のJFS規格と同様に、ガイドラインの制定により、認証取得者にとってよりわかりやすい規格とします。

2. ガイドラインの主なポイント

荷主（寄託者・荷送人）の指示に基づいて輸送・保管サービスを提供するという事業者の実情を考慮しながら、ガイドラインを策定しました。

（1）食品偽装（FSM 21）

食品安全における経済的利益のための意図的な行為が食品偽装とする定義に基づく、輸送・保管サービスを提供する事業者は主体的に取り組めることなく、経済的利益の発生は考えにくいことから、食品偽装の防止よりも脆弱性評価の考え方を記載しました。

（2）ハザード制御（HACCP）

コーデックス HACCP の 7 原則 12 手順を基にしたハザード管理方法を記載しました。

（3）商品や貨物の汚染リスク（GDP 7）

交差汚染による危害発生を防止するための取り組みや、汚染が認められた場合の危害防止の措置について記載しました。

（4）在庫ローテーション（GDP 8）

保管期限の概念において、あくまで荷主（寄託者・荷送人）に期限管理の責任があることを前提とすること、輸送・保管事業者が順守すべきことを記載しました。

(5) 配送（輸送・出荷）（GDP 13）

配送に使用する車両や容器の管理方法や、商品や貨物の完全性確保のための温度管理を含めた運用について記載しました。

(6) 商品や貨物の識別（GDP 16）

商品や貨物の危害要因が特定され、食品安全管理が必要と認められるときには識別することを記載しました。

3. 今後の予定

本規格の審査が実施可能な審査員の力量要件設定を JFS-C 認証スキーム文書に盛り込んだ上、意向のある認証機関とのセクターJの契約を進めます。

そして、必要に応じて審査員養成のための研修実施等、規格認証を実際に運用するための検討を進めます。そのスケジュールについては、今後の市場動向を見ながら具体化していきます。

以上